

13 農林水産省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「農林水産省政策評価基本計画」(平成18年3月28日)及び1年ごとに定められる「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、実績評価方式及び総合評価方式による事後評価が行われている。実績評価方式による評価は、農林水産省が行う行政分野全般について政策体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとに行われ、総合評価方式による事後評価は、時々の重要課題に対応した政策を対象に行われている。また、実績評価方式による評価を補完するものとして、必要に応じて、政策分野を構成する個々の政策手段(予算事業等)を対象に政策手段別評価が行われている。
- ③ 研究開発及び個々の公共事業については、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われており、評価の対象の重点化を図りつつ評価手法の改善を図るなど、その取組を推進するものとされている。
- ④ 規制については、事業評価方式による事前評価が行われており、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資するよう、その取組を推進するものとされている。

(注) 評価書は、農林水産省ホームページで公表されている。

<http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。なお、政策手段別評価についても併せて審査を行った。

ア 現状

- ① 政策分野名「食品産業の競争力の強化」等17件のすべてにおいて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。
- ② 基本計画において、目標の達成度合いの定量的な判定基準が定められている。
- ③ 事業名「『教育ファーム』の取組への支援」等4件の政策手段別評価については、得ようとした効果が具体的に特定されている(100%)。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。農林水産省において、目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「農林水産省政策評価基本計画」(平成18年3月28日)及び1年ごとに定められる「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

基本計画においては、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の三つの評価方式を基本とすることとされている。

一般政策については、農林水産政策は、国民生活全般とのかかわりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されていることから、農林水産省が行う行政分野全般について政策体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとに実績評価方式による評価を行うこととされている。また、時々の重要課題に対応するため、特定の課題について、総合評価方式による事後評価を行うこととされている。

研究開発及び個々の公共事業については、事業評価方式による事前評価及び事後評価を行うこととされている。特に事業の効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上が求められていることから、評価対象の重点化を図りつつ評価手法の改善を図るなど、その取組を推進するものとされている。

規制については、事業評価方式による事前評価を行うこととされている。農林水産省においては従来から法律又は政令の改正に伴う規制の新設又は改廃について事前評価を実施しており、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資するよう、その取組を推進するものとされている。

(取組状況－一般政策についての政策評価)

一般政策については、実績評価方式及び総合評価方式による事後評価が、図表Ⅱ-13-①のとおり行われている(なお、平成20年度については、総合評価方式による評価は行われていない)。

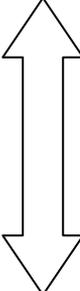
また、実績評価方式による評価を補完するものとして、必要に応じて、政策分野を構成する個々の政策手段(予算事業等)を対象に政策手段別評価が行われている。

(取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、研究開発、個々の公共事業及び規制について、事業評価方式による事前評価及び事後評価が、図表Ⅱ-13-①のとおり行われている。研究開発及び個々の公共事業に係る事後評価は、引き続き、期中及び完了後に行うこととされている。期中の評価は、評価法により政策評価の実施が義務付けられた事業に加え、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行われている。完了後の評価は、評価法により政策評価の実施が義務付けられていないが、総事業費10億円以上の事業を対象に行われている。

図表Ⅱ-13-①

農林水産省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル  事務事業 レベル		<p><実績評価方式> 対象：農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて（注3） 実施状況： 平成14年 7月 70件 15年 7月 82件 16年 7月 59件 17年 7月 57件 18年 7月 16件 19年 7月 16件 20年 7月 17件 </p> <p>対象： 実績評価を補完するため、個々の政策手段（予算事業） 実施状況： 平成14年 7月 180件 15年 7月 94件 16年 7月 60件 17年 7月 46件 18年 7月 21件 19年 7月 1件 20年 7月 4件</p>	<p><総合評価方式> 対象： ①社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの ②国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に取り上げて実施することが要請されるもの ③社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの等 実施状況： 平成15年 7月 1件 16年11月 3件 17年 3月 2件 18年 3月 2件 18年 7月 1件</p>
	研究開発 (注4) 事務事業 レベル	<p>(事前) 対象：総事業費10億円以上の研究開発課題 実施状況： 平成14年 12月 22件 15年3～8月 82件 16年3～8月 105件 17年5～9月 174件 18年1～8月 12件 19年 8月 7件 20年 8月 2件</p>	<p>(中間) 対象：①評価法により義務付けられた研究開発課題②10年を超えて継続する研究開発課題 実施状況： 平成15年3～4月 57件 16年3～8月 96件 17年3～5月 32件 18年 3月 8件 19年 3月 2件 20年3～6月 6件</p>	<p>(事後) 対象：総事業費10億円以上の研究開発課題 実施状況： 平成15年3～4月 111件 16年3～8月 144件 17年3～7月 77件 18年 3月 66件 19年 3月 4件 20年 3月 3件</p>
義務付け4分野の政策	公共事業 (注5) 事務事業 レベル	<p>(事前) 対象：総事業費10億円以上の事業 実施状況： 平成14年 12月 28件 15年4～12月 6,155件 16年3～12月 3,856件 17年3～9月 3,712件 18年3～8月 3,163件 19年3～9月 238件 20年3～8月 240件</p>	<p>(期中) 対象：①評価法により義務付けられた事業②10年を超えて継続する事業 実施状況： 平成14年8～12月 101件 15年4～12月 590件 16年3～8月 822件 17年3～8月 682件 18年3～8月 946件 19年3～9月 82件 20年3～12月 242件</p>	<p>(完了後) 対象：総事業費10億円以上の事業 実施状況： 平成14年 8月 20件 15年4～8月1,007件 16年3～8月1,238件 17年3～8月1,347件 18年3～8月1,599件 19年3～9月 313件 20年3～8月 303件</p>
	規制 事務事業 レベル	<p>(事前) 対象：規制の新規又は改廃 実施状況： 平成19年 11月 4件 20年1～10月 2件</p>		
<p><特徴> 農林水産省では、行政分野全般にわたる主要施策を対象に、実績評価による評価が行われている。また、これを補完するものとして、政策分野を構成する個々の政策手段（予算事業等）を対象に政策手段別評価が行われている。</p>				

- (注) 1 農林水産省の基本計画等を基に当省が作成した。
 2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。
 3 平成18年度からは、評価の重点化・効率化の観点から、政策体系の大ぐくり化が行われている。
 4 平成17年度までは、すべての研究開発課題及び研究開発施策を対象としていたが、18年度からは、評価対象の重点化の観点から、評価法により評価を義務付けられているもの等を対象として評価が行われている。
 5 平成17年度までは、施設の維持管理及び災害復旧事業等を除くすべての公共事業を対象としていたが、18年度からは、評価対象の重点化の観点から、評価法により評価の実施が義務付けられているもの等を対象として評価が行われている。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。なお、政策手段別評価についても併せて審査を行った（研究開発の評価についてはⅠ－２－１、個々の公共事業の評価についてはⅠ－２－２、規制の政策評価についてはⅠ－２－４参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 17 件を審査の対象とした。

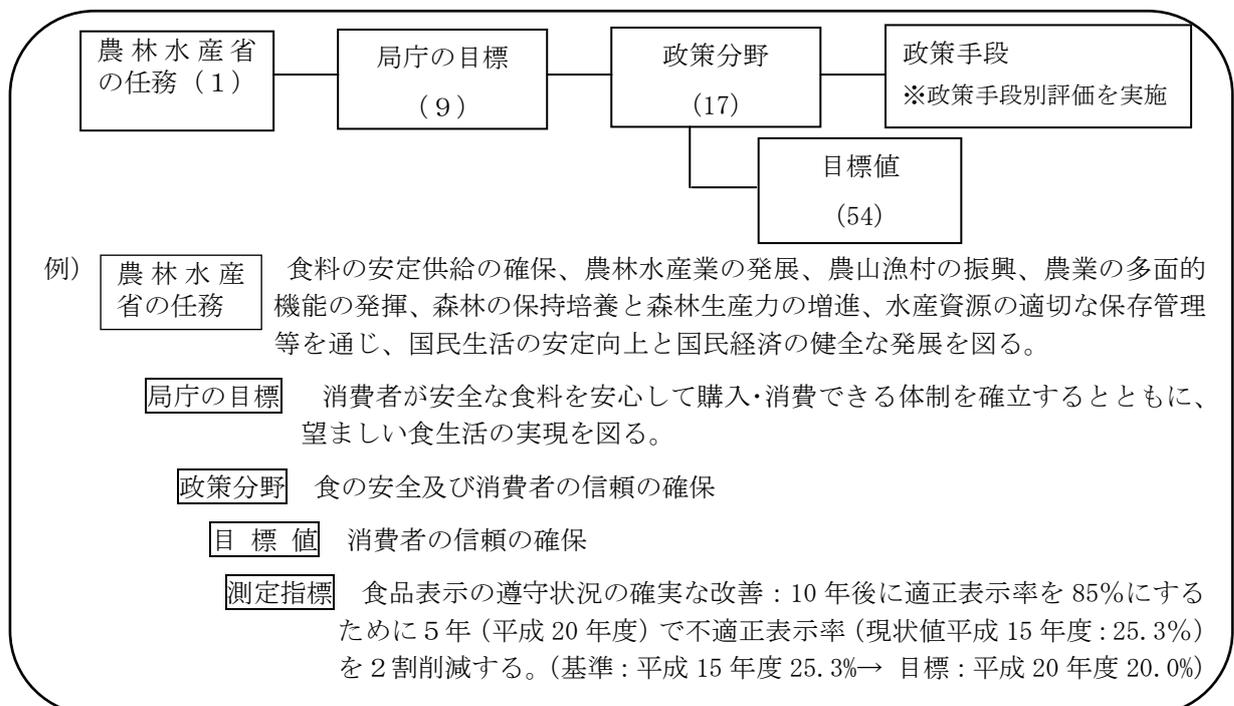
(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策は、図表Ⅱ－13－②のとおり、農政、林政及び水産行政に係る主要政策のすべてを政策分野に分類することを基本とし、毎年度、実施計画により決定されている。

決定された 17 政策分野には、それぞれ 1 目標値から 8 目標値が設定され、合計で 54 目標値が設定されている。設定された目標値により達成度合いが判定され、その結果に基づき、政策分野の単位で評価が行われている。

必要に応じ、政策分野を構成する個々の政策手段を対象に、政策手段別評価が行われている。

図表Ⅱ－13－② 農林水産省における実績評価方式による評価の基本構造

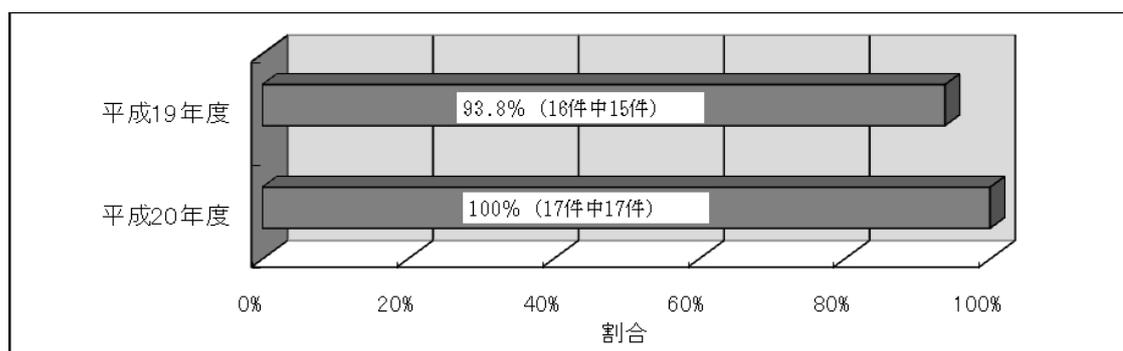


(注) 農林水産省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にしておく必要がある。目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－13－③のとおり、100%（17件中17件）となっている。

図表Ⅱ－13－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 農林水産省の評価書を基に当省が作成した。
 2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いの判定が客観的なものといえるためには、定量的な判定基準などを、あらかじめ具体的に明示しておくことが重要である。

農林水産省では、基本計画において、定量的な目標については、図表Ⅱ－13－④のとおり、目標の達成度合いの定量的な判定基準が定められており、目標の達成度合いをA、B及びCにランク分けした上で、有効性及び必要性の観点から評価することとされている。

図表Ⅱ－13－④ 農林水産省における達成度合いの判定基準

ランク	達成度合	評価
A	90%以上	おおむね有効
B	50%以上 90%未満	有効性の向上が必要である
C	50%未満	有効性に問題がある

- (注) 1 農林水産省の基本計画を基に当省が作成した。
 2 基本計画では、150%を超える達成度合いとなった政策分野については、特に効率性の観点も含め、総合的に評価を行うこととし、過剰な達成による負の影響がないことが明らかなものを除き、達成度合いによるランク分けを原則行わないこととされている。

(特記事項－取組の工夫がみられる点)

「政策評価の点検結果」(平成20年3月)において、毎年度一定の水準を確保・維持することを目標としているものについては、達成ランクが「A」(おおむね有効)であっても、実績値が目標とする水準を下回り、かつ、その推移が減少傾向となっている場合には、目標とする水準を下回っている原因を分析する必要があることについて、「今後の課題」としたところであるが、農林水産省において改善が図られ、実績値が目標とする水準を下回り、かつ、その推移が減少傾向となっている指標については原因分析が行われ、その内容について評価書に記載された。

(イ) 政策手段別評価

(審査の対象)

政策手段別評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された4件を審査の対象とした。

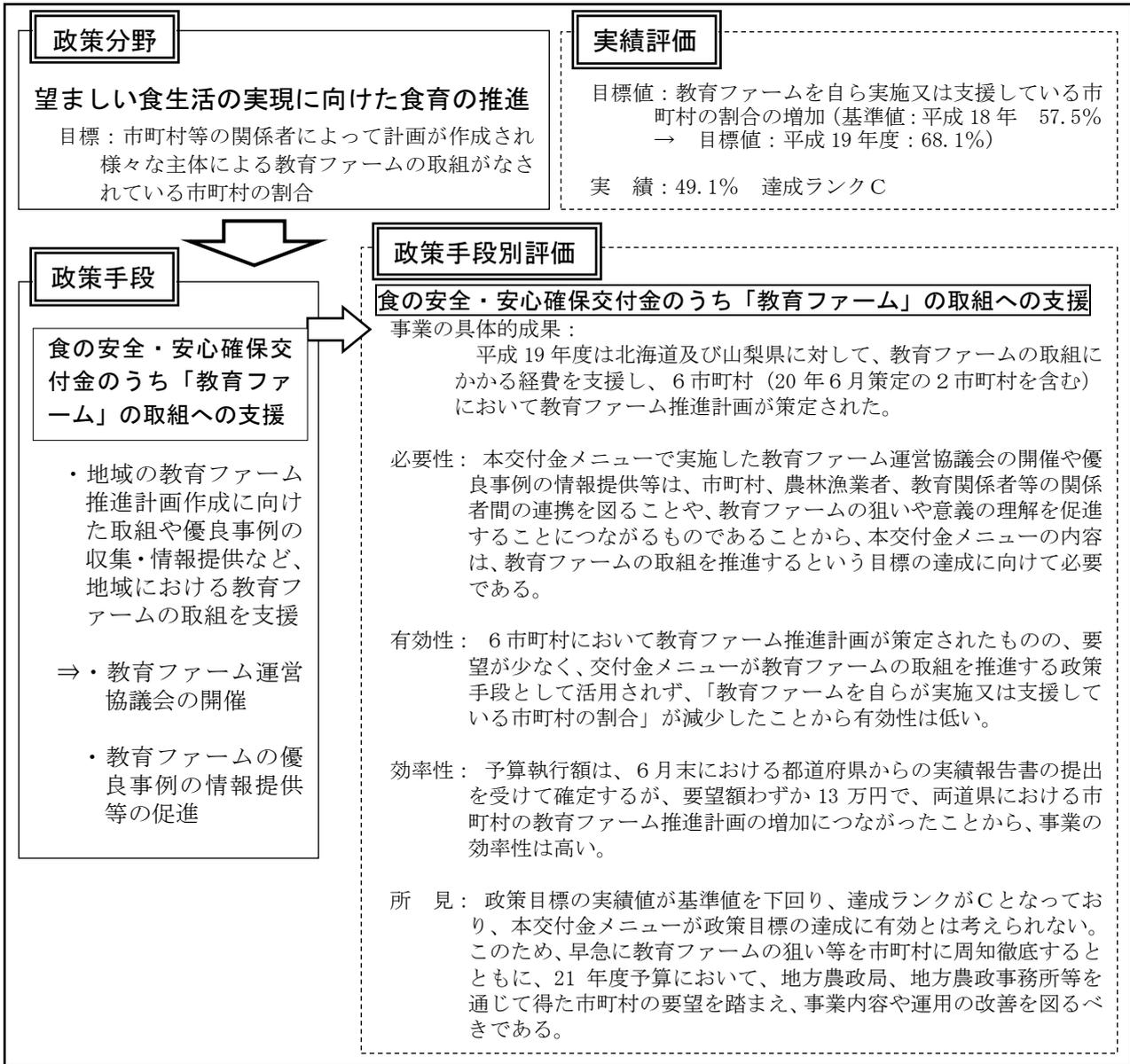
(評価の取組状況)

農林水産省では、必要に応じて、政策分野を構成する個々の政策手段を対象に評価が行われている。図表Ⅱ-13-⑤の例のとおり、政策手段に期待される効果を発揮させるために、特に実施の必要があると認めるものなどを対象として、評価が行われている。

実績評価方式による評価では、目標が達成されたかどうかは明らかになるものの、目標が達成されていない場合の原因について必ずしも把握することができない。このため、目標期間中の達成度合いが芳しくない、目標が達成されないなどの問題のある政策等について、政策分野を構成する個々の政策手段にまで掘り下げた分析・検証を行うことは有益である。

図表Ⅱ-13-⑤

政策手段別評価の実施例



(注) 農林水産省の評価書等を基に当省が作成した。

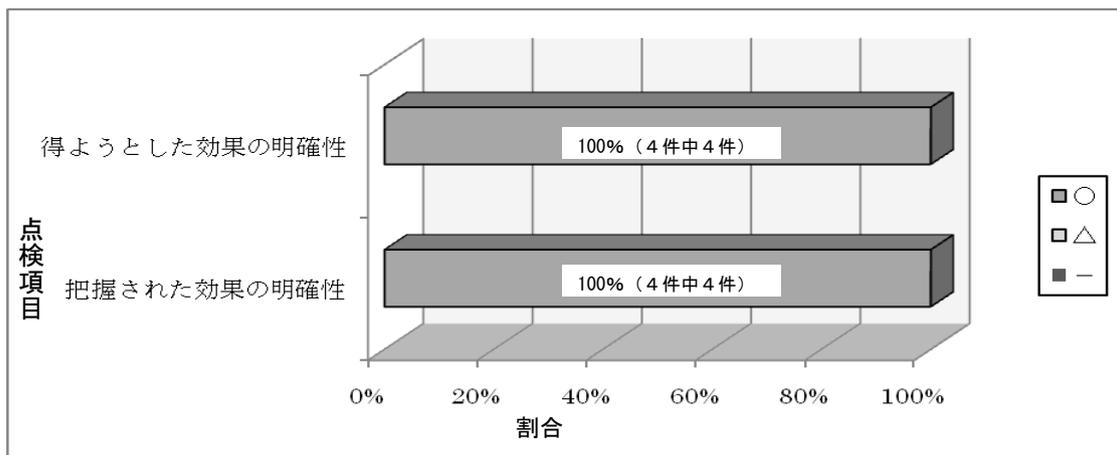
(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

政策分野を構成する個々の政策手段にまで掘り下げた評価・検証を行う場合においては、当該政策手段により当初得ようとした効果が実際に発現しているのか、当初得ようとした効果と把握された効果の関係はどのようになっているのかを明らかにしておくことが必要である。

審査の対象とした4件については、図表Ⅱ-13-⑥のとおり、得ようとした効果や把握された効果は具体的に特定されている。また、当初得ようとした効果が実際に得られたのかについても明らかにされている。

図表Ⅱ－13－⑥

共通の点検項目別の審査結果（政策手段別評価）



(注) 1 農林水産省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。農林水産省において、目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。